

# 射水市教育委員会 9 月臨時会次第

開催日 令和 6 年 9 月 4 日(水)  
持ち回り開催

## 1 協議事項

( 1 ) 射水市立放生津小学校と新湊小学校の新設統合について 資料 1

## 2 事務局報告

( 1 ) 射水市立学校設置条例の一部改正について 資料 2

## 協議事項

### 射水市立放生津小学校と新湊小学校の新設統合について

令和6年7月31日に開催した射水市教育委員会7月定例会にて協議事項として提出し承認された、射水市立放生津小学校と新湊小学校の新設統合に係る統合小学校の校名について、次のとおり変更し、協議する。

#### 記

1 校 名 射水市立 新湊放生津 小学校

2 変更理由

令和6年9月4日付にて、放生津、新湊及び庄西地域振興会長並びに放生津小学校及び新湊小学校PTA会長の連名により、統合小学校の校名に関する要望書が提出され、地域の総意として、校名を「新湊放生津小学校」とし両校名を残してほしいとの要望があったことを踏まえ、変更するもの。

議案第 78 号

射水市立学校設置条例の一部改正について

射水市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立学校設置条例の一部を改正する条例

射水市立学校設置条例（平成 17 年射水市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「

放生津小学校	射水市中新湊 2 3 番 1 0 号
新湊小学校	射水市桜町 6 番 1 号

を

」

「

新湊放生津小学校	射水市桜町 6 番 1 号
----------	---------------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 新湊放生津小学校の位置は、令和 7 年 4 月 1 日から教育委員会規則で定める日までの間は、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、射水市中新湊 2 3 番 1 0 号とする。

## 議案第78号

### 射水市立学校設置条例の一部改正について

#### (説明)

令和7年3月31日をもって放生津小学校と新湊小学校を閉校し、同年4月1日から新湊放生津小学校を開校することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

- (1) 放生津小学校と新湊小学校を閉校し、新湊放生津小学校を新たに設置するもの。
- (2) 学校の位置は、現新湊小学校の位置に置くが、校舎等の大規模改造工事を実施する期間として教育委員会規則で定める日まで、現放生津小学校の位置に暫定的に置くもの。

#### 2 施行期日

令和7年4月1日